

岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護サービスを運営する事業者が行う介護人材の育成及び職場環境の改善（以下「処遇改善」という。）の取組みを推進するとともに、その運営及び事業活動が適正であって、一定水準以上の処遇改善の取組みを行っている介護事業者を県が認定することにより、介護人材の参入、育成及び定着の促進を図ることを目的とする岐阜県介護人材育成事業者認定制度（以下「認定制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定対象)

第2条 この要綱に基づく認定の対象は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づき、岐阜県内で指定された事業所又は施設を設置する事業者のうち、別表第1の認定対象サービスを運営する事業者（以下「介護事業者」という。）とする。

(認定の評価項目及び認定グレード)

第3条 この要綱に基づく認定の評価項目及び確認基準は、別表第2のとおりとする。

2 別表第2の評価項目に係る確認基準の達成状況に応じて、以下の3つのグレードで認定するものとする。

- (1) グレード1（略称はG1とする。） 確認基準をすべて達成している事業者
- (2) グレード2（略称はG2とする。） 達成状況が進んだ段階にある事業者
- (3) グレード3（略称はG3とする。） 達成状況が基本的な段階にある事業者

(取組宣言)

第4条 認定を受けようとする者は、様式第1号により、知事に対し認定制度に取り組むことについての宣言（以下「取組宣言」という。）を行わなければならない。

2 前項の規定による取組宣言の有効期間及び宣言の方法については、知事が別途定める。

3 知事は、取組宣言を行った介護事業者（以下「取組宣言事業者」という。）について、事業者の名称及び所在地等を公表するものとする。

(認定申請)

第5条 認定を受けようとする者は、様式第2号により知事に申請をしなければならない。

2 前項の規定により提出された申請書及びその添付書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が軽微なものである場合に限りこれを補正することができる。

3 第1項の規定による申請の方法については、知事が別途定める。

(認定申請の取下げ)

第6条 前条の規定による認定の申請を行った者が認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、様式第3号を知事に提出するものとする。

(欠格要件)

第7条 第5条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

- (1) 県の定める暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者。
- (2) 申請者及び申請者が設置する介護サービス事業所・施設について、介護保険法等の法令若しくは県条例等に基づく介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項に係る重大な違反等がある者。
- (3) 介護サービス情報公表システムにおける基本情報及び運営情報の必須登録項目について、適切な登録を行っていない者。
- (4) 第4条の規定による取組宣言を行っていない者。
- (5) 第14条の規定により認定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者。

(認定の審査及び認定)

第8条 知事は、第5条の規定による認定申請を受けたときは、申請したグレードに応じた別表第2の確認基準に基づき、その内容を審査する。

- 2 前項の規定による審査方法については、知事が別途定める。
- 3 知事は、第1項の規定による審査の結果、別表第2の確認基準に適合すると認めたときは、認定を行うものとする。
- 4 知事は、前項の規定により認定を行うこととしたときはその旨を、第1項の規定による審査の結果、別表第2の確認基準に適合しないと認めたときはその旨及びその理由を、申請者に対して書面により通知するものとする。
- 5 知事は、第3項の規定により認定を行うこととした者（以下「認定事業者」という。）について、名称、所在地及び認定グレード等を公表するものとする。

(認定証の交付等)

第9条 知事は、前条の規定により認定したときは、認定事業者に対し、認定証を交付するものとする。

(認定の有効期間及びその更新)

第10条 第8条の規定による認定の有効期間は、当該認定を行った日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までとする。

- 2 前項の認定の有効期間は、更新することができる。
- 3 前項による認定の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間の満了の日の属する年度の有効期間の満了の日まで（以下この項において「更新申請期間」という。）において、

様式第4号により知事に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないと認められる場合は、この限りでない。

4 前項の規定による更新の申請の方法については、知事が別途定める。

(取組状況の報告)

第11条 認定事業者は、前条に規定する認定の有効期間中の毎年6月、前年度の4月初日（ただし初めて認定された年度については認定された日）から前年度の3月末日までの取組みの状況について、様式第5号により知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による取組みの状況の報告について、3回連続して報告をしなかった者は、原則として前条第2項に規定する認定の有効期間の更新を行うことができない。

3 知事は、第1項に基づき提出された取組報告書等の内容について、公表することができる。

(変更の届出)

第12条 認定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、変更が生じた日から30日以内に様式第6号により、知事に届け出なければならない。

(1) 認定事業者の所在地

(2) 認定事業者の名称

(3) その他県による認定事業者の紹介等のために、認定事業者が県へ提供した認定事業者に関する情報

(認定の廃止等)

第13条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、様式第7号により、速やかに知事に届け出なければならない。

(1) 認定を辞退するとき。

(2) 欠格要件により認定の申請ができない者に該当することとなったとき。

(3) 解散又は消滅したとき。

(4) 第2条の認定対象サービスを全て休止又は廃止したとき。

(認定の取消)

第14条 知事は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定申請、更新申請及び取組状況報告において提出された書類に重大な虚偽の記載があったことが判明したとき。

(2) 欠格要件により認定の申請ができない者に該当することとなったとき。

(3) 上記各号のほか、認定の継続が適切でないことが明らかとなるとき。

- 2 知事は、認定事業者が前項の規定に該当する疑いがあると認められるときは、その理由を付して、認定事業者に対し意見聴取又は実地確認を行うことができる。
- 3 知事は、認定の取り消しを決定したときは、様式第8号による認定取消通知書を交付するものとする。
- 4 認定事業者が第1項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。

(認定の失効)

第15条 認定事業者について、次の各号のいずれかに該当したときは、認定はその効力を失うものとする。

- (1) 認定の有効期間が満了したとき。
 - (2) 認定事業者が解散又は消滅したとき。
 - (3) 認定事業者が、第2条の認定対象サービスを全て休止又は廃止したとき。
 - (4) 第14条に規定する取り消しを受けたとき。
- 2 知事は、前項の規定により第8条の認定がその効力を失ったときは、その旨を公表するものとする。

(申請書等の提出)

第16条 この要綱により、知事に提出する書類は、岐阜県健康福祉部高齢福祉課に提出しなければならない。

(認定制度の周知啓発)

第17条 知事は、認定制度に取り組む介護事業者の拡大を図り、もって県内の介護人材確保を推進するため、認定制度、認定事業者及び取組宣言事業者について、広く周知啓発を行うものとする。

- 2 前項の実施にあたり、知事から求めがあったときは、認定事業者及び取組宣言事業者は、認定制度に関連する自らの取組状況等について、情報を提供しなければならない。
- 3 認定事業者及び取組宣言事業者は、認定制度への取組状況等について、自ら広く周知啓発するよう努めなければならない。

(その他)

第18条 その他認定制度に関する必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年2月19日から施行する。ただし、第2条関係別表第1の1に規定する認定対象サービスのうち、地域密着型通所介護の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(検討)

第2条 知事は、介護人材の確保を図るための諸施策に関する動向その他の社会情勢の変化を勘案しつつ、この要綱の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

認定対象サービス

介護給付サービス	予防給付サービス
訪問介護	—
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
通所介護	—
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護（老健）	介護予防短期入所療養介護（老健）
短期入所療養介護（病院等（老健以外））	介護予防短期入所療養介護（病院等（老健以外））
夜間対応型訪問介護	—
認知症対応型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—
看護小規模多機能型居宅介護	—
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護	—
認知症対応型共同生活介護	介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人福祉施設	—
介護老人保健施設	—
介護医療院	—
地域密着型介護老人福祉施設	—
地域密着型通所介護	—
訪問看護	介護予防訪問看護
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
居宅介護支援、介護予防支援	—
地域支援事業	
第一号訪問事業	
第一号通所事業	
第一号介護予防支援事業	